

沖縄県立八重山病院医療用カーテン等賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県立八重山病院 院長 田仲 斉（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 沖縄県立八重山病院医療用カーテン等賃貸借契約（以下「本契約」という。）は、乙の所有物であるカーテン等（以下、「物件」という。）を甲に賃貸し、甲はその対価として乙に賃貸借料金を支払う。

（契約の履行）

第2条 乙は、別添の仕様書及び甲の指示に従い、この契約を誠実かつ確実に履行しなければならない。

（賃貸借期間）

第3条 本契約による賃貸借契約期間は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第4条 本契約に基づく賃貸借料金は総額_____円（うち取引に係る消費税額円）とし、毎月支払いの額は別紙の通りとする。

（注）「取引に係る消費税」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、賃貸借料金の110分の10を乗じて得た金額である。

- 2 乙は賃貸借料金の支払いを受けるため、賃貸借契約開始以降、業務完了後の翌月までに適正な請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、請求書を受理したときは、30日以内に乙の指定銀行口座へ振り込むものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約保証金として前条に定める賃貸借料金の100分の10を乗じて得た額を付しなければならない。（ただし、沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項のいずれかの号に該当する場合は免除）

(補修範囲)

第6条 物件の洗濯及び補修は、次のとおりとする。

(1) 乙は、以下の頻度により物件のクリーニングを実施する。

ア 上部メッシュカーテン：6ヶ月に1回

イ 窓用カーテン：12ヶ月に1回

ウ シャワーカーテン：12ヶ月に1回

(2) 乙はクリーニング期間中、代替カーテンを用意し、取付けを行う。

(3) 乙はクリーニングの際に、穴やほつれ等の補修作業を行う

(4) クリーニングの日程や工程は、甲乙協議のうえ決定する。

(5) 前号に掲げるクリーニング以外の洗濯や補修は、原則として甲の負担とする。

(物件の返還等)

第7条 甲は、この契約が終了したときは、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 乙は、この契約が終了したときは、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

3 乙は、前項の撤去に際して必要があるときは、甲の職員として立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

4 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は借入場所の原状回復を行わないときは、乙に代わってこの物件を処分し、又は借入場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(契約の継続)

第8条 賃貸借契約期間中、盗難、火災、風水害、地震、その他甲乙双方の責に帰さない事由により生じた物件の滅失毀損その他一切の損失は、次の各号に基づき乙の負担とする。

(1) 物件の全部に、損失が生じ、その修復が不可能なときは、乙は直ちに物件の取り付けを行い、乙はその費用を負担し、本契約を継続する事ができるものとする。

(2) 物件の滅失、毀損した部分についてその修復が可能なときは、直ちに乙は物件の修復を行い、乙はその費用を負担し、本契約を継続する事ができるものとする。

(物件の使用制限)

第9条 甲は事前に書面による乙の承諾を得た場合のほか、次の行為をすることができな

いものとする。

- (1) 物件を本来の用法に反して使用、又は本来の業務範囲を超えて使用すること。
- (2) 物件に他の装置、付属品等を付着させ、又は取り外し、若しくは取り替えること、その他物件の改造、性能、品質等に変更を加えること。

(通知)

第10条 甲は、次の各号が定める事由が生じたときは、直ちに乙に書面で通知するものとする。

- (1) 物件に盗難、滅失、毀損等事故が発生したとき。
- (2) 物件にかかる乙の権利が第三者に侵害され、若しくは物件の設置されている土地、建物の所有権が移転され、又はそのおそれのあるとき。

(支払遅延利息)

第11条 甲の責に帰すべき事由により支払いが遅れた場合、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

(現場従事者)

第12条 乙は、業務現場において直接業務に従事する者（以下「現場従事者」という。）は、本業務を遂行できる知識と経験を有する者をもって充てるものとする。

2 甲は、業務履行に関する注文、指示等は乙に対して行うものとする。

3 甲は、適正かつ円滑な業務遂行上、不適当と認める現場従事者が配属された場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(賃借権譲渡等の禁止)

第13条 甲は賃貸借物件について、賃貸借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、この契約の履行について、業務の全部または一部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、業務の一部を委任する場合はこの限りではない。

(秘密の保持・個人情報等の取り扱い)

第15条 乙は、業務上知り得た情報は、個人情報保護の重要性を認識し正当な理由なく第

三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

- 2 乙は、沖縄県個人情報保護条例に違反した場合は、同条例の罰則の対象となる。また、同条の規定は本契約終了後も有効に存続する。
- 3 乙は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(賃貸借料金の変更等)

第 16 条 一般経済事情の変動等に基づく価格等の変動により作業用材料等に増減を生じても、当初の賃貸借料金又は作業内容を変更することはできない。但し、最低賃金額の改定、予期することのできない異常な事情が発生したための経済情勢の激変等により賃貸借料金が著しく不相当であると認められるに至った時は、甲、乙協議のうえ、賃貸借料金又は作業内容を変更することができる。

(契約解除権)

- 第 17 条 甲乙いずれかの一方が、本契約の期間中に契約を解除しようとするときは、3ヶ月前に相手方に書面でもって通知するものとする。
- 2 本契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年沖縄県条例第 56 号）に基づく長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額、又は削除があった場合、甲は、本契約を解除できるものとする。
 - 3 甲は、前項の場合において解除がなされた場合は、乙に対して協議の場を設けることとし、契約の解除に至った状況を説明する責めを帰すものとする。ただし、前項の場合においては、甲はこれによって生じた乙の損害についてその責務を負わない。
 - 4 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

(反社会勢力の排除)

- 第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(検 査)

第 19 条 甲は、乙の状況について随時に検査し、若しくは、必要な報告を求め、又は賃貸借業務に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(備品、工具及び消耗品等の負担)

第 20 条 乙は、本契約における賃貸借業務の実施に要する必要な備品、工具及び消耗品等について負担するものとする。

(賠償責任)

第 21 条 乙は、乙の賃貸借業務の実施に起因し、次の各号の事項が生じたときは、責任をもってその費用負担並びに一切の処理解決にあたり、甲に迷惑及び損害をかけない。ただし、甲の責に帰すべき事由によって生じたときは、その費用は甲の負担とする。

- (1) 甲又は甲の職員あるいは第三者に損害を与えたとき。
- (2) 甲又は甲の職員あるいは第三者との間に紛議が生じたとき。
- (3) 乙の過失及び勤務怠慢により、甲の施設、機械等に損害を与えたとき。
- (4) 乙の従業員又はその関係者が死傷したとき。

(費用の負担)

第 22 条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約において紛争が生じた場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(履行不能の場合の措置)

第 24 条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分について義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払を免れるものとする。

- 2 前項に該当する場合のほか、乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

（法令遵守及び調査）

第 25 条 乙は、労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守しなければならない。

- 2 甲は賃貸借契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対して賃貸借業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

- 3 乙は、賃貸借業務に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載したその出納を明らかにしておかなければならない。

（協議事項）

第 26 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を守り、誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項については、法令その他商慣習に従うほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

沖縄県石垣市字真栄里 584 番地 1

甲 沖縄県立八重山病院
院長 田仲 斉 印

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

（作業場所の特定・持ち出しの制限）

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

（収集の制限）

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知等）

第 9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

（派遣労働者）

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に

準ずるものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

- 第13** 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

- 第14** 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

- 第15** 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

- 第16** 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

- 第17** 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

【別紙】月額内訳（令和8年度から令和9年度）

	月額（税抜）	消費税	月額（税込）	備考
令和8年10月				
令和8年11月				
令和8年12月				
令和9年1月				
令和9年2月				
令和9年3月				
令和9年4月				
令和9年5月				
令和9年6月				
令和9年7月				
令和9年8月				
令和9年9月				
総合計	0	0	0	